

第1章 介護サービスの見込み量

1 介護給付等に係るサービス利用者数・給付量の推計

(1)前提となる国・県の考え方

ア 国の基本方針

(ア)参酌標準の撤廃

国の「規制・制度改革に係る対処方針」によって平成22年(2010年)10月に「平成26年度(2014年度)の介護3施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数見込は、要介護2以上の方の37%以内とすること」と定めた「参酌標準」が撤廃され、第5期事業計画では、地域の実情に応じて各都道府県が基本指針を策定することが可能となった。

(イ)介護療養型医療施設の廃止期間の猶予

介護療養型医療施設については、平成23年度(2011年度)末で廃止され、他の介護保険施設等に転換されることになっていたが、今回の法改正により転換の時期が6年間延長され、新規指定は行われることはなくなった。

イ 県の基本方針(案)

(ア)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度(2025年度)における利用者数を最終目標として推計するが、次の2点に留意する。

- ・重度者への重点化を進めるため、対象者は要介護3、4及び5を原則とする。
- ・居宅サービスの充実により、1割が在宅に移行するものとする。

第5期については、上記により算出した平成37年度(2025年度)の利用者数を基礎として、地域の実情を考慮して利用者数を求める。

(イ)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を除く施設・居住サービス提供施設

利用数は、原則として要介護2以上の認定者数の37%に相当する数から、上記により算定した介護老人福祉施設の利用者数を差し引いた数以下となるよう努める。

ウ 本市の基本方針

国・県の基本方針を前提に、今後の高齢者数推計及び認定者数推計、給付実績及びアンケート調査等を反映しつつ、介護サービス利用者数・給付量を推計する。

介護給付等に係るサービス利用者の実績と今後の利用者数を推計したものが、表 3-1 である。

表 3-1 サービス区別利用者数の実績と推計

(人/月)

		(年度)	第3期	第4期			第5期		
			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
居宅サービス	居宅サービス	(1)訪問介護	2,551	2,665	2,793	2,902	3,123	3,318	3,407
		(2)訪問入浴介護	78	75	78	71	84	94	99
		(3)訪問看護	512	528	591	638	725	790	809
		(4)訪問リハビリ	114	149	182	185	211	226	231
		(5)通所介護	1,828	2,009	2,181	2,305	2,463	2,612	2,670
		(6)通所リハビリ	666	732	808	803	881	935	949
		(7)福祉用具貸与	1,606	1,768	2,056	2,154	2,336	2,507	2,552
		(8)居宅療養管理指導	615	724	859	967	988	1,076	1,096
	居宅(1)～(8)小計	7,970	8,649	9,548	10,024	10,811	11,558	11,813	
	ショートステイ	(9)短期入所(生活)	304	366	414	402	418	451	464
		(10)短期入所(療養)	86	90	92	93	103	112	113
		ショート(9)～(10)小計	389	455	506	490	521	563	577
	特定施設	(11)特定施設生活介護	346	383	415	451	536	594	742
Cプラン	(12)居宅介護支援	4,413	4,678	5,004	5,185	5,617	5,963	6,113	
	居宅サービス計	4,663	4,973	5,349	5,506	5,860	6,298	6,519	
地域密着型	(15)定期巡回型介護看護					0	0	0	
	(16)夜間対応型訪問介護	-	-	-	2	5	6	7	
	(17)認知症対応型通所介護	88	85	110	115	132	142	143	
	(18)小規模多機能型介護	22	23	24	35	43	56	81	
	(19)複合型サービス					0	0	0	
	(20)認知症共同生活介護	139	153	170	201	208	236	262	
	(21)地域特定施設介護	0	0	0	0	0	0	0	
	(22)地域介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	16	44	
	地域密着計	249	262	304	354	383	440	496	
サービス施設	(23)介護老人福祉施設	670	676	670	701	745	753	895	
	(24)介護老人保健施設	451	484	535	532	576	576	576	
	(25)介護療養型医療施設	136	130	106	69	62	62	62	
	施設入所計	1,257	1,291	1,311	1,301	1,382	1,390	1,532	
利用者合計		6,169	6,526	6,964	7,161	7,625	8,128	8,547	

※平成 24～26 年度については、計画値、平成 23 年度については平成 23 年 6 月現在での見込み数である。

また平成 20 年度から 22 年度までは実績値である。

数値は小数点第一位を四捨五入した。よって合計値が合わない場合がある。

以下、第 3 編第 1 章の見込みの表はこれに同じ。

(2)居宅介護サービス

ア 介護予防訪問介護・訪問介護(ホームヘルプサービス)

〈現状と課題〉

訪問介護は、ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問しておこなう介護サービスのことで、身体介護(食事や排せつ、入浴、散歩の補助など、利用者の身体に触れておこなう介助サービス)と、生活援助(調理や買い物、掃除、洗濯などの家事を利用者に代わっておこなうサービス)の 2 種類がある。居宅サービスの中心となるサービスであり、平成 21 年度(2009 年度)及び 22 年度(2010 年度)の利用実績では要介護 1 までの軽い介護度で利用者の半数を占めている(表 3-2 参照)。

さらに、居宅サービスを利用している受給者での利用率をみると、訪問介護は、要支援 1 や要支援 2 で利用率が高い。全国と比較しても介護予防訪問介護の利用率は高くなっている(P52 図 1-37、1-38 参照)。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、介護保険サービスの現在の利用状況と今後一年の利用希望の設問において、21.1%の人が訪問介護を利用しており、足りていると回答している。同時に「利用しているが足りない」も8.6%おり、受給者数の伸び率も高いことから、今後も利用者の増加が見込まれるサービスである（P51 図1-36参照）。

平成24年度介護報酬*改定では、今まで30分以上60分未満もしくは60分以上でのサービス提供であったところを、45分での区分が基本となり、より多くの利用者ニーズに応じたサービス提供に対応、効率的に図っていくよう改正された。

表 3-2 訪問介護の月平均利用者数の推移と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	681	441	1,122	600	349	226	142	113	1,429	2,551
平成21	713	463	1,176	612	356	240	159	122	1,490	2,665
平成22	739	508	1,247	624	340	250	185	147	1,546	2,793
平成23	724	558	1,282	655	372	244	191	159	1,620	2,902
平成24	779	600	1,379	705	400	262	205	171	1,744	3,123
平成25	828	637	1,465	749	425	279	218	182	1,853	3,318
平成26	850	655	1,505	769	436	286	224	187	1,902	3,407

表 3-3 訪問介護の月平均サービス量の推移と見込み数 (回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				7,065	5,130	4,924	3,871	3,887	24,877	24,877
平成21				6,903	5,402	5,230	4,415	3,803	25,753	25,753
平成22				6,712	5,415	5,659	5,157	4,897	27,840	27,840
平成23				7,062	6,335	6,133	4,816	5,199	29,545	29,545
平成24				8,093	6,480	6,314	5,310	5,694	31,891	31,891
平成25				8,714	6,900	7,009	5,951	6,152	34,726	34,726
平成26				8,842	6,976	7,150	6,048	6,208	35,224	35,224

※要支援1、2については定額報酬。

イ 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

〈現状と課題〉

訪問入浴介護は、浴槽を自宅に運び入れて入浴の介護を行うサービスである。

平成20年度（2008年度）から22年度（2010年度）の利用実績では、利用者は少ない。また当サービス利用者の中で要介護4又は要介護5の重い介護度の方の利用が多く、全体の8割強を占めている（表3-4参照）。

〈利用実績と見込み〉

市内に事業所を開設しているのは平成23年（2011年）10月現在、2事業者だけであり、入浴については通所介護サービス等で対応できることもあり、今後もサービス量の急激な増加は見込まれないが、外出困難な要援護者の増加に伴い微増すると見込まれる。

表 3-4 訪問入浴の月平均利用者数の推移と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	0	0	0	2	3	8	19	47	77	78
平成21	0	0	0	2	6	7	16	45	75	75
平成22	0	0	1	1	5	6	18	48	78	78
平成23	1	0	1	1	5	3	15	46	71	71
平成24	1	0	1	1	6	4	18	55	83	84
平成25	1	0	1	2	7	4	20	61	93	94
平成26	1	0	1	2	7	4	21	64	98	99

表 3-5 訪問入浴の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	0	0	0	10	11	32	90	231	373	374
平成21	0	0	0	9	23	34	81	221	367	367
平成22	1	1	2	9	16	40	81	255	401	403
平成23	1	0	1	8	14	22	68	269	381	382
平成24	2	0	2	9	17	26	80	318	450	452
平成25	2	0	2	10	19	30	91	361	511	513
平成26	2	0	2	11	20	31	97	385	544	547

ウ 介護予防訪問看護・訪問看護

〈現状と課題〉

訪問看護は、在宅療養中の要介護者の居宅を訪問看護ステーションなどの看護師や保健師、あるいは理学療法士*や作業療法士*が訪問して、看護を行うサービスである。

平成20年度（2008年度）から22年度（2010年度）の利用実績では、当サービス利用者の中で要介護1以上でのサービスの利用が多く、重い介護度まで均等に利用が見られる（表3-6参照）。

さらに、居宅サービスを利用している受給者での利用率をみると、訪問看護は、要介護5で33%が利用しており、重度になるほど利用率が高くなる傾向がある（P52 図1-37参照）。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、現在利用していないが、今後利用したいと思うサービスとして15.8%の人が希望している。

今後もサービス利用の急激な増加は見込まれないものの、介護度が重い利用者の継続した利用が見込まれ、増加するものと見込まれる。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、今まで20分未満の訪問看護について、ほとんど算定されていないことを受け、時間区分毎の報酬や基準の見直しが行われ、短時間かつ頻回な訪問看護のニーズに対応したサービスの提供をめざすよう改正された。

表 3-6 訪問看護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	22	36	58	106	92	96	71	89	453	512
平成21	20	48	68	101	91	101	75	91	460	528
平成22	24	51	74	127	102	100	87	100	517	591
平成23	21	61	83	145	113	103	84	111	556	638
平成24	24	70	94	165	128	117	96	126	631	725
平成25	26	76	102	180	140	127	104	137	688	790
平成26	27	78	105	184	143	130	107	140	704	809

表 3-7 訪問看護の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	58	152	210	526	450	523	392	630	2,522	2,731
平成21	57	229	286	486	465	541	421	638	2,552	2,838
平成22	69	245	314	596	534	563	511	656	2,859	3,173
平成23	72	271	343	749	667	628	520	738	3,302	3,644
平成24	87	325	412	831	741	698	578	820	3,667	4,079
平成25	96	361	457	912	812	765	633	899	4,021	4,478
平成26	100	375	475	938	836	787	652	925	4,139	4,614

エ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

〈現状と課題〉

訪問リハビリテーションは、在宅療養中の要介護者の居宅に診療所や病院に勤務する理学療法士や作業療法士が直接訪問をし、普段の生活に必要なリハビリを提供するサービスである。

平成20年度（2008年度）から21年度（2009年度）の利用実績では利用者数、サービス量ともに大きく増加し、それ以降も増加傾向にある。これは算定単位が日から回に変わったため利用者数が増加したものと思われる。また当サービス利用者の中でどの介護度においても利用が見られる（表3-8、表3-9参照）。通院によるリハビリテーション以外に、家庭内における日常生活動作の向上を目的とした利用が高いと考えられる。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、現在利用していないが、今後利用したいと思うサービスとして17.7%の人が希望しており、今後も利用は増加していくと思われる。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、利用者の状態に応じたサービスの柔軟な提供という観点から、リハビリ指示を出す医師の診察頻度が緩和されるとともに、介護老人保健施設から提供する訪問リハビリテーションについては、病院・診療所から提供するものと同様の要件に緩和された。

表 3-8 訪問リハビリテーションの月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	5	13	18	23	21	25	17	10	97	114
平成21	10	14	24	35	26	30	19	15	125	149
平成22	10	23	32	38	36	30	30	15	150	182
平成23	6	25	31	38	38	26	28	24	154	185
平成24	7	29	36	44	43	30	31	28	175	211
平成25	8	31	38	47	46	32	34	30	188	226
平成26	8	31	39	48	47	33	34	30	192	231

表 3-9 訪問リハビリテーションの月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	16	50	66	112	94	114	77	45	442	508
平成21	60	103	163	312	250	292	190	138	1,182	1,345
平成22	62	172	234	292	354	281	284	145	1,356	1,590
平成23	38	200	238	336	422	299	324	236	1,617	1,855
平成24	44	224	268	344	445	280	358	323	1,750	2,018
平成25	44	240	284	370	466	280	358	402	1,876	2,160
平成26	44	264	308	378	488	250	336	441	1,893	2,201

オ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

〈現状と課題〉

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師などが要介護者（要支援者）の居宅を訪問し、療養上の指導やアドバイスを行うサービスである。

平成20年度（2008年度）から22年度（2010年度）の利用実績では、当サービス利用者の中で要支援1・2の利用は低く、要介護1以上で全体の9割を占めている（表3-10 参照）。

〈利用実績と見込み〉

在宅療養患者に対する医師や薬剤師等による医学管理については、医療保険・介護保険でそれぞれ報酬算定されている。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、居宅療養管理指導を行う職種や、居住の場所別の評価について見直しが行われ、医療保険制度との整合性を図られる。また医師及び歯科医師が居宅療養管理指導を行った場合に、ケアマネジャー等への情報提供を必須とする見直しが行われ、居宅介護支援事業所との連携が促進される。さらに、看護職員による居宅療養管理指導については、算定要件の緩和が行われる。

表 3-10 居宅療養管理指導の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	18	29	47	117	125	135	96	95	569	615
平成21	23	36	59	129	155	161	117	103	665	724
平成22	28	42	70	167	170	167	158	127	789	859
平成23	29	46	75	186	190	195	162	160	893	967
平成24	29	47	76	190	194	199	166	163	912	988
平成25	32	51	83	206	211	217	181	177	993	1,076
平成26	32	52	84	210	215	221	184	181	1,012	1,096

表 3-11 居宅療養管理指導の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	42	78	121	323	383	415	281	289	1,690	1,811
平成21	61	101	162	381	481	476	350	315	2,003	2,165
平成22	80	128	208	536	522	524	496	406	2,483	2,691
平成23	84	132	215	575	632	626	529	519	2,881	3,096
平成24	89	140	229	590	649	642	542	532	2,956	3,185
平成25	99	155	254	649	714	707	597	585	3,252	3,506
平成26	102	160	262	667	733	726	613	601	3,342	3,604

カ 介護予防通所介護・通所介護(デイサービス)

〈現状と課題〉

通所介護は、デイサービスセンターに送迎し、食事、入浴、機能訓練等を行うサービスである。

平成20年度(2008年度)から22年度(2010年度)の利用実績では、当サービス利用者の中で要介護1が最も利用者数が多く、要支援1～要介護1までで、全体の5割を超えている(表3-12参照)。

また、居宅サービスを利用している受給者での利用率をみると、通所介護は、要支援1から要介護3で、全国よりも利用率が低くなっている(P52 図1-37、1-38参照)。

家族介護者支援(レスパイトケア)の必要性等から、いわゆる「お泊りデイ」が行われており、厚生労働省はモデル事業としてデイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業を平成23年度(2011年度)に行ったところである。本市ではこれを受けて本モデル事業を行ったところ、毎月一定数の利用者が認められた。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では利用している、足りているが31.3%で他と比べて最も多いサービスとなっている。受給者数は訪問介護に次いで高く、伸び率も高くなっており、今後も利用の伸びが見込まれる(P51 図1-36参照)。

いわゆる「お泊りデイ」は平成24年度(2012年度)制度改正で介護報酬の対象とはならなかったが、同改正ではサービス提供の時間区分を見直すとともに12時間までの延長加算を認められ、長時間のサービス提供をより評価する仕組みとされた。

また利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練を適切な体制で実施した場合の評価が行われ、利用者の自立支援が促進される。

表 3-12 通所介護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	259	256	515	522	345	249	135	63	1,313	1,828
平成21	307	289	596	558	370	255	154	75	1,412	2,009
平成22	354	328	682	618	361	263	168	90	1,499	2,181
平成23	379	358	737	656	393	248	174	98	1,568	2,305
平成24	405	382	787	701	419	265	186	104	1,676	2,463
平成25	430	405	835	743	445	281	197	111	1,777	2,612
平成26	439	414	854	759	455	287	202	113	1,816	2,670

表 3-13 通所介護の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				4,418	3,078	2,521	1,272	529	11,818	11,818
平成21				4,659	3,348	2,447	1,412	634	12,500	12,500
平成22				5,092	3,320	2,576	1,555	751	13,294	13,294
平成23				5,525	3,883	2,458	1,597	863	14,326	14,326
平成24				5,699	3,939	2,624	1,711	946	14,919	14,919
平成25				6,091	4,183	2,782	1,812	1,010	15,878	15,878
平成26				6,124	4,204	2,791	1,858	1,028	16,005	16,005

※要支援 1、2については定額報酬。

キ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション(デイケア)

〈現状と課題〉

通所リハビリテーションは、老人保健施設、病院等に送迎し、理学療法などの医療としてのリハビリを中心として、食事、入浴等を行うサービスである。

平成20年度(2008年度)から22年度(2010年度)実績では、当サービス利用者の中で要介護1及び要介護2の利用者が多く、全体の約5割となっている(表3-14参照)。

リハビリテーションの利用者が医療保険から介護保険に移行しても、ニーズに沿ったサービスを継ぎ目なく一貫して受けることができるよう短期間・個別のリハビリテーションについての評価を行ってきたが、今後もさらなる医療と介護の連携を推進することが必要である。また通院リハ、通所リハ、通所介護の機能が重複しており、今後、通所リハのサービスの質の向上や効率的な活用が必要である。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、利用している、足りているが11.9%だが、利用していないが今後は利用したいが13.0%ある。また受給者数の推移をみると近年は、わずかな伸びを示している(P51 図1-36参照)。今後も要介護状態になることの予防や悪化防止のための継続したサービス利用も含め、一定の割合で増加するものと見込まれる。

平成24年度(2012年度)介護報酬改定では、リハビリテーションマネジメント加算や個別リハビリテーション実施加算の算定要件等について見直しが行われ、通所リハビリテーションの機能を明確化し、医療保険から介護保険の円滑な移行及び、生活期におけるリハビリテーションが充実される。

さらに要介護度4又は5であって、一定の状態である利用者の受入れを評価する見直しが行われ、手厚い医療が必要な利用者に対するリハビリテーションの提供が促進される。

表 3-14 通所リハビリテーションの月平均利用者数と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	37	78	114	183	163	114	64	28	552	666
平成21	63	85	148	182	170	125	76	32	584	732
平成22	68	104	172	210	172	133	87	34	636	808
平成23	71	94	165	226	173	117	84	39	638	803
平成24	78	103	181	247	190	128	92	43	700	881
平成25	82	110	192	263	201	136	98	45	743	935
平成26	84	111	195	267	204	138	99	46	754	949

表 3-15 通所リハビリテーションの月平均サービス量の推移と見込み数 (回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				1,368	1,284	856	513	213	4,234	4,234
平成21				1,374	1,325	1,011	615	232	4,557	4,557
平成22				1,568	1,390	1,036	658	272	4,924	4,924
平成23				1,753	1,460	1,031	665	323	5,232	5,232
平成24				1,906	1,615	1,114	699	357	5,691	5,691
平成25				2,037	1,709	1,183	745	374	6,048	6,048
平成26				2,040	1,711	1,187	751	382	6,071	6,071

※要支援1、2については定額報酬。

ク 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護(ショートステイ)

〈現状と課題〉

短期入所生活介護(ショートステイ)は、要介護(要支援)の高齢者を数日から一週間程度の短期間、介護老人福祉施設等に預かり、入浴、排泄、食事等の日常の世話をを行うサービスである。平成23年(2011年)10月末現在、介護老人福祉施設において130人の定員となっている。

平成20年度(2008年度)から22年度(2010年度)の利用実績では、当サービス利用者の中で要介護2～4でほぼ均等に利用がみられる(表3-17参照)。このサービスは特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割を果たしており、今後緊急時の円滑な受け入れや、地域における柔軟なサービス提供を促進する必要がある。

表 3-16 市内短期入所生活介護施設整備状況

施設名	定員(人)
宝塚栄光園	10
宝塚シニアコミュニティ	10
花屋敷栄光園	12
宝塚あいわ苑	10
星花苑	20
夢御殿山	10
宝塚まどか園	18
宝塚ちどり	20
ショートケア中山ちどり	20
合計	130

(平成23年10月現在)

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、現在利用していないが今後利用したいサービスとして17.5%の人が短期入所サービスをあげている。今後も利用が増加するものと考えられる。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、緊急時の受け入れに対する要望の高さを受け、取得率の低い緊急短期入所ネットワーク加算が廃止されるが、緊急時の円滑な受け入れを促進するため、一定割合の空床を確保している事業所や、居宅サービス計画*に位置付けられていない緊急利用者の受け入れについて報酬での評価が行われる。

表 3-17 短期入所生活介護の月平均利用者数と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	3	11	14	52	73	77	60	28	290	304
平成21	3	13	16	64	87	85	81	33	350	366
平成22	2	12	15	75	80	105	93	47	399	414
平成23	3	8	11	69	83	95	89	55	391	402
平成24	3	8	11	72	86	99	93	57	407	418
平成25	3	9	12	77	93	107	100	62	439	451
平成26	3	9	12	80	96	110	103	64	452	464

表 3-18 短期入所生活介護の月平均サービス量の推移と見込み数 (回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	13	79	92	317	489	744	673	279	2,501	2,593
平成21	12	66	78	412	603	800	827	332	2,974	3,052
平成22	10	62	71	485	531	1,063	928	508	3,515	3,586
平成23	12	42	54	456	568	945	857	577	3,402	3,457
平成24	11	38	49	476	593	988	896	603	3,557	3,605
平成25	11	38	50	515	642	1,068	969	652	3,846	3,896
平成26	11	38	49	531	661	1,101	999	672	3,964	4,013

ケ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

〈現状と課題〉

短期入所療養介護は、医学的管理が必要な高齢者を、数日から一週間程度の短期間、介護老人保健施設等に預かり、介護を行うサービスである。利用者数が少ないものの、平成20年度（2008年度）から22年度（2010年度）実績では、当サービス利用者の中で要介護1以上で平均的に利用がみられる。利用者数の推移はほぼ横ばいである。空床が少ないこと、事業所数が少ないこと等の理由で緊急時の受け入れができておらず、今後も緊急時の円滑な受け入れを促進する必要がある（表3-19参照）。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、現在利用していないが、今後利用したいと思うサービスとして16.3%の人が希望しており、今後もサービス利用の急激な増加は見込まれないものの、今後も利用は微増していくと思われる。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、緊急短期入所ネットワーク加算は、

緊急的な受け入れに対しては効果が見られなかったことから廃止される。また医療ニーズ対応の要望の高さから、病院、診療所における重度療養管理と同様の評価が行われ、介護老人保健施設においても医療ニーズの高い利用者の受け入れが促進される。

表 3-19 短期入所療養介護の月平均利用者数と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	1	1	2	9	18	23	20	14	84	86
平成21	1	1	2	12	17	24	22	13	88	90
平成22	1	1	2	16	14	24	19	17	90	92
平成23	0	2	2	20	9	22	24	16	91	93
平成24	0	2	2	18	11	25	26	22	101	103
平成25	0	2	2	19	11	27	28	24	110	112
平成26	0	2	2	19	12	28	29	24	111	113

表 3-20 短期入所療養介護の月平均サービス量の推移と見込み数 (回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	1	4	5	70	112	164	157	85	588	593
平成21	1	4	5	53	128	161	133	82	557	562
平成22	1	4	5	90	93	155	141	112	591	596
平成23	0	2	2	111	38	130	131	118	528	530
平成24	0	8	8	110	61	166	164	147	647	656
平成25	0	9	9	119	66	180	177	159	701	710
平成26	0	9	9	119	66	181	178	160	704	713

コ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

(有料老人ホーム・ケアハウス)

〈現状と課題〉

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等で特定サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスである。

平成20年度(2008年度)から22年度(2010年度)の利用実績では、当サービス利用者の中で要介護1が最も利用者数が多く、要支援1～要介護1までで、全体の約5割を占めている(表3-23参照)。

兵庫県全体の定員数からみて、本市では、有料老人ホームは過度に整備されており、第5期事業計画期間では第4期事業計画期間において事業者が決定している有料老人ホーム以外には整備予定はない(表3-21参照)。

表 3-21 兵庫県・宝塚市の有料老人ホーム等整備数

	兵庫県	宝塚市
施設数	140	5
定員(人)	12,290	1,151

(平成23年3月現在)

表 3-22 特定施設入居者生活介護施設整備状況

施設名	定員(人)	開設年月
宝塚エデンの園	551	平成 12 年 4 月
サンビナス宝塚	112	平成 12 年 6 月
くらら仁川	42	平成 13 年 7 月
グランダ逆瀬川・宝塚	66	平成 15 年 12 月
サンシティ宝塚	380	平成 17 年 7 月
養護老人ホーム 福寿荘	50	平成 18 年 11 月
ケアハウス中山ちどり	60	平成 23 年 5 月
合計	1,261	

(平成 23 年 10 月現在)

〈利用実績と見込み〉

今後は、サービス付き高齢者向け住宅* (定員 240 人)、介護付有料老人ホーム (定員 100 人) 及び軽費老人ホーム (定員 60 人) の多くが平成 26 年度 (2014 年度) に開設予定である。それら全てが特定施設入居者生活介護を受ける予定であることから、利用者数は 200 人程度の増加を見込んでいる (表 3-23 参照)。

平成 24 年度 (2012 年度) 介護報酬改定では、特定施設において看取り介護を行った場合に評価が行われ、看取りの対応が強化される。

また、一定の要件を満たす特定施設については、空室における短期利用を可能とする見直しが行われ、家族介護者支援が促進される。

表 3-23 特定施設入居者生活介護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	38	31	69	95	69	52	42	19	277	346
平成21	44	35	78	98	81	55	47	24	305	383
平成22	50	38	88	102	80	50	67	28	327	415
平成23	55	41	96	111	87	55	72	30	355	451
平成24	65	49	114	132	104	65	86	36	422	536
平成25	72	54	126	146	115	72	95	39	468	594
平成26	90	67	157	182	144	90	119	49	584	742

サ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

〈現状と課題〉

福祉用具貸与は、車いすやベットなど対象となる 12 種類の福祉用具を貸与するサービスである。品目別件数は、以下のとおり。平成 20 年度 (2008 年度) から 22 年度 (2010 年度) の利用実績では、いずれの貸与品目においても利用は増加している (表 3-24 参照)。

表 3-24 月平均の福祉用具貸与品目別件数

(件)

(年度)	車いす	車いす付属品	特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト
平成 20	906	226	830	2,319	200	33	425	77	332	130	9	74
平成 21	974	257	897	2,485	220	41	599	91	388	146	11	78
平成 22	1,073	305	1,016	2,822	225	55	844	93	473	170	15	81
平成 23	1,085	322	1,064	2,910	226	55	1,000	100	512	184	18	87

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では今後利用したいサービスとして、14.7%の人が福祉用具の貸与をあげている。利用しており足りていると答えた方も 26.9%で、他のサービスと比べ 2 番目に多かった。今後も福祉用具貸与については利用ニーズも高いことから増加するものと見込まれる（表 3-25 参照）。

平成 24 年度（2012 年度）介護報酬改定では、福祉用具専門相談員が利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付ける見直しが行われ、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員*等との連携が強化される。

表 3-25 福祉用具貸与の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	64	120	184	266	398	366	218	174	1,422	1,606
平成21	79	157	236	313	420	372	248	178	1,532	1,768
平成22	110	226	335	410	434	385	290	202	1,721	2,056
平成23	123	247	370	456	450	360	294	225	1,784	2,154
平成24	134	268	402	494	488	390	319	243	1,934	2,336
平成25	143	288	431	530	523	419	343	261	2,076	2,507
平成26	146	293	439	540	533	426	349	266	2,113	2,552

シ 介護予防特定福祉用具販売・特定福祉用具販売

〈現状と課題〉

特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具（5種類）購入した時に、1年度に10万円を上限額とし、購入費の9割分を支給するサービスである。利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていくうえで、重要な役割を果たしている。

〈利用実績と見込み〉

平成 20 年度（2008 年度）から 22 年度（2010 年度）の利用実績では、利用者数は増加しており、今後も増加すると見込まれる（表 3-26 参照）。

在宅要援護者需要調査では、現在利用していないが、今後利用したいと思うサービ

スとして19.1%の人が希望しており、今後利用したいサービスの上位に位置づけられている。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、介護給付費通知の取組みや福祉用具の価格情報の公表等を通じて、価格の適正化に向けた取組みがさらに推進される。

表 3-26 特定福祉用具販売の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	9	12	21	13	12	13	5	2	46	67
平成21	11	12	23	17	12	10	8	3	50	73
平成22	15	13	28	16	12	12	7	3	51	78
平成23	13	13	26	15	13	11	9	3	51	77
平成24	13	15	27	18	14	12	8	3	55	82
平成25	13	16	29	19	15	12	8	4	58	87
平成26	13	18	31	20	16	12	8	4	61	91

ス 介護予防住宅改修・住宅改修

〈現状と課題〉

住宅改修は、手すりの取り付けや床段差の解消など、小規模な一定種類の住宅改修を行ったときに、20万円を上限額とし改修費の9割を支給するサービスである。在宅での自立した生活を支えていくうえで必要なものである。平成20年度（2008年度）から22年度（2010年度）の利用実績では増加しており、今後も増加すると見込まれる（表3-27参照）。

ケアマネジャーの判断のもと利用者の状態にあった住宅改修を適切に行う目的、また悪質な事業者が保険給付として適当ではない住宅改修を行い、費用が支給されないトラブルを未然に防ぐためにも、事前申請制を導入している。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査の結果において、住宅改修を利用していないが、今後は利用したいが16.6%、利用しているが足りないが8.3%ありニーズは高くなっている。

表 3-27 住宅改修の月平均利用実績と見込み数

(カ所/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	21	17	38	17	13	14	5	2	51	88
平成21	22	18	40	20	12	11	8	3	54	94
平成22	25	20	45	21	16	12	6	3	57	102
平成23	27	19	46	21	13	12	9	1	56	101
平成24	25	21	46	21	14	11	7	3	56	102
平成25	25	23	48	23	15	11	7	4	59	107
平成26	25	25	51	24	16	11	7	4	62	113

セ 介護予防居宅介護支援・居宅介護支援(ケアマネジメント)

〈現状と課題〉

居宅介護支援は、居宅サービスを利用する要援護者の自立生活を支援するために柱となる重要なものであり、居宅サービス利用者の状況を十分に把握し、アセスメント*

を行った上で居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づいてサービスが受けられるようにサービス事業者と連絡調整を行うサービスである。

ケアマネジメントについては、利用者像や課題に応じた適切なアセスメント、サービス担当者会議*における多職種協働、医療関係職種との連携などができているか、施設におけるケアマネジャーの役割等さまざまな課題が指摘されている。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査では、現在利用している居宅介護支援事業者について 50.9%の利用者が満足、25.2%がやや満足と答えていることから事業者への満足度は高いと考えられる。

平成 24 年度（2012 年度）介護報酬改定では、居宅介護支援については、引き続き質の高い事業所について評価が行われるとともに、運営基準減算について評価の見直しが行われ、自立支援型のケアマネジメントが推進される。また医療との連携を強化するための加算、評価の見直しが行われる。

介護予防居宅介護支援については、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援の機能が強化されるとともに、居宅介護支援事業所への委託制限（1人8件）を廃止する見直しが行われ、業務負担が軽減される。

表 3-28 居宅介護支援の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	911	712	1,623	1,095	712	515	279	190	2,790	4,413
平成21	1,005	766	1,772	1,124	756	518	308	199	2,906	4,678
平成22	1,074	865	1,939	1,199	750	538	353	226	3,065	5,004
平成23	1,081	915	1,996	1,255	799	515	365	255	3,189	5,185
平成24	1,171	991	2,162	1,359	865	558	396	277	3,455	5,617
平成25	1,243	1,052	2,295	1,443	919	593	420	294	3,668	5,963
平成26	1,274	1,079	2,353	1,479	942	607	431	301	3,760	6,113

(3)地域密着型サービス

地域密着型サービスは、従来の6種に加え、第5期からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」が新設された。

地域密着型サービスの種類

介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
夜間対応型訪問介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
（新規）定期巡回・随時対応型訪問介護看護
（新規）複合型サービス

現在、本市においては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護および夜間対応型訪問介護の事業所が整備されている。

必要な時に必要な介護・看護サービスを、在宅で時間帯を問わず利用することができるよう新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の促進をはじめ、小規模多機能型居宅介護等の在宅系の地域密着型サービスについては、今後もその普及・促進に取り組んでいく必要がある。

ア 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

〈現状と課題〉

小規模多機能型居宅介護は、一つの事業所に25人程度の利用者を登録し、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスである。どの内容のサービスを利用して、同じ顔ぶれの職員によるサービス提供が受けられ、同一事業所から包括的ケアが提供される。在宅の要援護高齢者が住み慣れた自宅での生活ができるようになるために有効なサービスである。

ただ現行の介護報酬では職員の夜勤に対する人件費の捻出が困難である等、採算性を取ることが難しいという現状もある。

在宅要援護者需要調査では、今後利用したいサービスとして、12.7%の人が小規模多機能型居宅介護をあげている。今後も認知症高齢者等の在宅生活を支える重要なサービスとしてニーズは高まるものと思われる。

表 3-29 小規模多機能型居宅介護整備状況

グループホーム名	登録定員(人)	開設年月
小規模多機能型居宅介護「せせらぎ」	25	平成19年7月
オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護	25	平成23年2月
小規模多機能型ホーム中山ちどり	25	平成23年5月
合計	75	

(平成23年10月現在)

〈利用実績と見込み〉

小規模多機能型居宅介護は平成 19 年（2007 年）に 1 事業所が整備され、平成 20 年度（2008 年度）から 22 年度（2010 年度）の利用実績では微増している。平成 23 年（2011 年）には 2 事業所が整備され、今後は整備済みの日常生活圏域においても 1 事業所を上積みして整備を行い、利用の増加が見込まれる（表 3-29、表 3-30 参照）。

表 3-30 小規模多機能型居宅介護の月平均利用者数と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	0	0	0	5	7	7	2	1	22	22
平成21	0	0	0	6	7	7	4	1	23	23
平成22	0	0	0	7	8	4	4	1	24	24
平成23	0	0	0	7	13	9	5	1	35	35
平成24	0	5	5	8	15	9	5	1	38	43
平成25	0	5	5	11	20	12	7	1	51	56
平成26	0	5	5	16	30	18	10	2	76	81

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

〈現状と課題〉

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が 5 人～9 人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴などの生活支援を受けるサービスである。

本市の平均要介護度は、平成 20 年度（2008 年度）では 1.832 であったのが 23 年度（2011 年度）には 1.875 と 0.043 ポイント高くなっている。今後は利用者の平均要介護度の高まりへの対応を強化することが必要である。

第 4 期事業計画において、平成 20 年度（2008 年度）には 1 事業所、22 年度（2010 年度）には 3 事業所、定員 18 人の認知症高齢者グループホームを整備した。また平成 23 年度（2011 年度）には、1 事業所 4 ユニット*を整備した。

平成 20 年度（2008 年度）から 22 年度（2010 年度）の利用実績では増加しており、今後も利用の増加が見込まれる（表 3-32 参照）。

表 3-31 認知症高齢者グループホーム整備状況

グループホーム名	定員(人)	開設年月
ラビアンローズ宝塚	27	平成 12 年 6 月
アミーユ宝塚山本	27	平成 13 年 3 月
はーとふるセゾン宝塚	27	平成 15 年 5 月
グループホーム「かわも」	18	平成 16 年 7 月
グループホームケアホーム宝塚	9	平成 17 年 4 月
グループホーム宝塚ちどり	18	平成 17 年 10 月
グループホームはる仁川	9	平成 18 年 1 月
グループホームはる逆瀬川	18	平成 21 年 3 月
グループホーム アンジェリカ	18	平成 22 年 5 月
グループホームたのしい家中山寺	18	平成 22 年 8 月
グループホームたのしい家仁川	18	平成 22 年 11 月
グループホーム中山ちどり	18	平成 23 年 5 月
合 計	225	

(平成 23 年 10 月現在)

〈利用実績と見込み〉

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、要介護度が高くなっても報酬の増加幅が緩やかなフラット型の基本報酬体系を見直されるとともに、運営されるユニット数に応じた報酬設定の見直しが行われる。併せて、看取りの対応を強化する観点から、看取り介護加算の評価が見直され、認知症対応型共同生活介護事業所の配置看護師又は近隣の訪問看護事業所との連携により看取りが行われる。

表 3-32 認知症対応型共同生活介護の月平均利用者数と見込み数 (人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20		0	0	26	35	42	20	17	139	139
平成21		0	0	21	45	48	24	15	153	153
平成22		0	0	23	40	60	31	17	170	170
平成23		0	0	27	47	71	36	20	201	201
平成24		0	0	28	49	73	38	20	208	208
平成25		0	0	31	56	83	43	23	236	236
平成26		0	0	35	62	93	47	26	262	262

ウ 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

〈現状と課題〉

認知症対応型通所介護は、通所により認知症の人を対象に、食事、入浴、レクリエーションを行うサービスであり、平成23年（2011年）10月現在、本市には8事業所がある。

表 3-33 認知症対応型通所介護整備状況

グループホーム名	定員(人)	開設年月
アクティブライフ中山倶楽部	12	平成18年4月
児玉診療所デイサービス「のどか」	24	平成18年4月
宝塚栄光園デイサービスセンター	10	平成18年4月
デイサービスセンターたちばな	10	平成18年4月
特定非営利活動法人めふのお家	8	平成18年4月
花屋敷デイサービスセンター	12	平成18年4月
グループホームケアホーム宝塚	3	平成20年6月
サポートハウス中山ちどり	10	平成23年5月
合計	89	

(平成23年10月現在)

〈利用実績と見込み〉

一般のデイサービスを利用される方が多く、若干の見込みの伸びとなっている。

平成24年度（2012年度）介護報酬改定では、サービス提供の時間区分、評価が見直され、家族介護者支援（レスパイトケア）が促進される。

また、12時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供がより評価された。

表 3-34 認知症対応型通所介護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	0	0	0	19	21	21	15	12	88	88
平成21	0	0	0	21	20	21	14	9	85	85
平成22	0	0	0	25	28	26	19	12	109	110
平成23	0	0	0	17	29	27	23	19	115	115
平成24	0	0	0	20	34	31	26	21	132	132
平成25	0	0	0	21	36	34	28	23	142	142
平成26	0	0	0	21	36	34	29	23	143	143

表 3-35 認知症対応型通所介護の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20	0	0	0	130	172	165	104	100	671	671
平成21	0	0	0	149	151	168	82	70	619	619
平成22	0	0	0	167	209	210	140	92	817	817
平成23	0	0	0	123	202	233	221	141	919	919
平成24	0	0	0	136	224	258	245	157	1,020	1,020
平成25	0	0	0	147	242	279	265	169	1,102	1,102
平成26	0	0	0	148	245	282	267	171	1,113	1,113

エ 夜間対応型訪問介護

〈現状と課題〉

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期巡回による訪問介護と通報による随時対応を組み合わせたサービスである。

本市では1事業者を平成23年(2011年)5月に指定したが、利用者は若干名にとどまっている。これは、利用時間帯が夜間ということもあって、利用しにくいことが影響していると考えられる。しかし、在宅要援護者需要調査では、今後在宅生活を継続するために必要なこととして、「緊急時、夜間帯に訪問介護サービスが利用できること」を57.0%の人があげており、今後も在宅生活を支える重要なサービスとしてニーズは高まるものと思われ、利用者の家族への啓発、広報が必要である。

〈利用実績と見込み〉

厚生労働省が示した本事業所の整備数の考え方では、人口20万～30万人程度に1事業者が想定されているが、第5期事業計画では新規の整備は行わない。

第5期計画では若干の利用の伸びを見込んでいる。

表 3-36 夜間対応型訪問介護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				-	-	-	-	-	-	-
平成21				-	-	-	-	-	-	-
平成22				-	-	-	-	-	-	-
平成23				0	1	1	0	0	2	2
平成24				0	2	1	1	1	5	5
平成25				0	2	2	1	1	6	6
平成26				0	2	2	2	1	7	7

表 3-37 夜間対応型訪問介護の月平均サービス量の推移と見込み数

(回/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				-	-	-	-	-	-	-
平成21				-	-	-	-	-	-	-
平成22				-	-	-	-	-	-	-
平成23				0	10	10	0	0	20	20
平成24				0	20	10	10	10	50	50
平成25				0	20	20	10	10	60	60
平成26				0	20	20	20	10	70	70

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈現状と課題〉

本市には平成 23 年（2011 年）現在、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）は整備されておらず、利用者はいない（表 3-38 参照）。

〈利用実績と見込み〉

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）を 2 施設整備していく予定であり、それに伴う利用者の増加が見込まれる。

表 3-38 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				-	-	-	-	-	-	-
平成21				-	-	-	-	-	-	-
平成22				-	-	-	-	-	-	-
平成23				-	-	-	-	-	-	-
平成24				-	-	-	-	-	-	-
平成25				1	2	3	5	5	16	16
平成26				2	6	8	15	14	44	44

カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度（2012 年度）より新設され、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供し、利用者からの通報による随時訪問も行うサービスである。中重度の在宅生活を可能にし、「地域包括ケアシステム」を支える基礎的サービスとして位置付けられる。

平成 23 年（2011 年）7 月より、厚生労働省のモデル事業を市内の指定夜間対応型訪問介護事業所に委託して実施しているが、平成 24 年（2012 年）2 月現在利用者は 2 名にとどまっている。

在宅要援護者需要調査では、今後在宅生活を継続するために必要なこととして、「緊急時、夜間帯に訪問介護サービスが利用できること」を 57.0%の人があげており、今後も在宅生活を支える重要なサービスとしてニーズは高まるものと思われる。

利用者が、必要なタイミングで必要なサービスを柔軟に受けることを可能にするとともに、事業者の安定的運営を図る観点から要介護度別・月単位の定額報酬を基本とした報酬を設定する。

またサービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅に併設する事業所は、地域への展開

が義務付けられている。

厚労省の示した事業所のサービス提供圏域のあり方は、移動時間が 30 分程度の範囲が適当とされていることから、本市では武庫川左岸・右岸で各 1 事業所を整備することを目標とする。利用者見込については、夜間対応型訪問介護に含めて、推計している。

キ 複合型サービス

複合型サービスは平成24年度（2012年度）より新設された。小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅・地域密着型サービスを組み合わせて提供されることで、一事業所による柔軟なサービス提供を可能とする。また医療ニーズの高い方でも小規模多機能型居宅介護が利用しやすくなるよう人員・設備・運営基準を設定する。小規模多機能型介護として整備計画に計上する。

(4)施設サービス

ア 介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)

〈現状と課題〉

介護老人福祉施設サービスは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスである。

介護老人福祉施設は、平成 21 年（2009 年）、22 年（2010 年）は整備がなかったが、平成 23 年（2011 年）に 1 施設整備された。平成 23 年（2011 年）10 月現在、市内に 9 施設が整備されている。本市では、高齢者施設入所については、兵庫県が作成した必要度の高い人を優先することを指針とする「入所コーディネートマニュアル」に基づき、入所の必要性や緊急性の高い人から入所できる体制をとっている。

表 3-39 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備状況

施設名	定員(人)	開設年月
宝塚栄光園	70	昭和 54 年 4 月
宝塚シニアコミュニティ	90	平成 7 年 11 月
花屋敷栄光園	108	平成 11 年 4 月
宝塚あいわ苑	60	平成 12 年 10 月
星花苑	50	平成 13 年 4 月
夢御殿山	80	平成 14 年 4 月
宝塚まどか園	100	平成 16 年 9 月
宝塚ちどり	100	平成 17 年 10 月
ケアホーム中山ちどり	100	平成 23 年 5 月
ななくさ白寿荘(西宮市所在)	宝塚梓 24	昭和 50 年 4 月
合 計	782	

(平成 23 年 10 月現在)

表 3-40 介護老人福祉施設の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				34	104	162	196	175	670	670
平成21				27	96	131	220	202	676	676
平成22				30	87	115	225	213	670	670
平成23				31	91	121	236	223	701	701
平成24				33	96	128	251	237	745	745
平成25				34	97	130	253	240	753	753
平成26				40	116	154	301	285	895	895

〈利用実績と見込み〉

本市での介護老人福祉施設の利用者は近年増加している。(P51 図 1-35 参照)。加えて入所待機者数も多く、平成 23 年(2011 年)6 月現在、入所待機者は 873 人いる。第 5 期事業計画において定員 100 人の広域型特養を 2 施設整備する予定である。

平成24年度(2012年度)介護報酬改定では、終末期における外部の医師によるターミナルケア*等が推進されるなど、施設における看取りの対応の強化、入所者の重度化に対応し、施設の重点化・機能強化等を図る観点に立って、要介護度別の報酬の適正化が行われる。

また多床室と個室では入所者 1 人あたりのコストに差があることから、平成24年(2012年)4 月 1 日以降新設される介護老人福祉施設で、個室以外のものについては、介護報酬が減額される。

イ 介護老人保健施設サービス(老人保健施設)

〈現状と課題〉

介護老人保健施設サービスは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、在宅復帰できるように医学的管理のもと介護、看護、医療を提供するとともに、リハビリを中心としたケアを提供するサービスである。在宅復帰・在宅療養支援機能の強化が求められる。平成 20 年度(2008 年度)から 22 年度(2010 年度)の利用実績では増加している(表 3-41 参照)。

本市の平成 23 年(2011 年)10 月現在の整備状況は、以下のとおりである。

表 3-41 介護老人保健施設整備状況

施設名	定員(人)	開設年月
ステップハウス宝塚	84	平成 7 年 7 月
エスペランサ	140	平成 12 年 2 月
西谷憩いの家	100	平成 12 年 8 月
ケアヴィラ宝塚	100	平成 17 年 4 月
合 計	424	

(平成 23 年 10 月現在)

〈利用実績と見込み〉

第 5 期事業計画においては、介護老人福祉施設が整備されることで、介護老人保健施設の入所者の一部がそちらに移り、介護老人保健施設の必要性が高い高齢者に利用しやすくなると見込まれ、新規の整備計画もなく、利用者数は現状を維持すると推計

している（表 3-42 参照）。

平成 24 年度（2012 年度）介護報酬改定では、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とし、機能に応じた報酬体系への見直しや、在宅復帰支援機能加算の算定要件の見直しが行われる。

ターミナルケア加算について、算定要件及びまた、看取りの対応を強化する観点から、評価の見直しなどが行われるとともに、入所者の医療ニーズに適切に対応するよう報酬の見直しがなされた。

また認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアについて評価を行う。

表 3-42 介護老人保健施設の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				57	100	133	114	48	451	451
平成21				69	89	145	128	54	484	484
平成22				82	101	134	144	74	535	535
平成23				81	100	134	143	73	532	532
平成24				88	109	145	155	80	576	576
平成25				88	109	145	155	80	576	576
平成26				88	109	145	155	80	576	576

ウ 介護療養型医療施設サービス

〈現状と課題〉

介護療養型医療施設サービスは、介護療養型医療施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供するサービスである。

介護療養型医療施設は、医療の必要性の高い高齢者に対するサービス提供ができるが、実際には医療や看護をほとんど必要としない利用者も多いという状況を踏まえ、後期高齢者医療制度改革により平成 23 年度（2011 年度）末までに廃止され、医療療養型医療施設等に転換される予定であった。しかし、介護老人保健施設への転換が全国的に進んでいない現状を踏まえ、廃止期限を 6 年間延長されることとなった。

表 3-43 介護療養型医療施設整備状況

医療機関名	定員(人)	開設年月
岩津外科胃腸科クリニック	2	平成 12 年 4 月
雲雀丘クリニック	8	平成 19 年 6 月
合 計	10	

(平成 23 年 10 月現在)

〈利用実績と見込み〉

今後、介護療養型医療施設の廃止により、介護療養型医療施設の利用者は徐々に減少し、医療療養型医療施設や介護療養型老人保健施設等に移行する見込みである。しかし廃止期間が延長されたことに伴い、第 5 期中の利用者数については、現状が維持

されるものと見込んでいる。

表 3-44 介護療養型医療施設の月平均利用者数と見込み数

(人/月)

(年度)	要支援1	要支援2	予防計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	合計
平成20				2	3	2	25	104	136	136
平成21				1	2	2	26	100	130	130
平成22				0	2	3	22	80	106	106
平成23				0	1	2	14	51	69	69
平成24				0	1	1	13	46	62	62
平成25				0	1	1	13	46	62	62
平成26				0	1	1	13	46	62	62

2 特別給付に係る給付量推計

〈現状と課題〉

介護保険制度では、法定の介護サービス以外に保険者*が条例で定めることにより、独自に市町村特別給付*として保険給付を行うことを認めている。本市では介護保険制度の開始と同時に特別給付として配食サービスを年中無休で実施しており、現在は昼食、夕食の2食で行っている。平成20年度(2008年度)から22年度(2010年度)の利用実績は増加している(表3-45参照)。

また配食サービスは、加齢に伴う心身の機能低下等により要介護認定を受けた者に対して栄養バランスのとれた調理済みの食事を提供することと、配達時に声を掛け安否の確認を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができる等、高齢者福祉の向上に一定の役割を果たしており、今期においても継続する。

〈利用実績と見込み〉

在宅要援護者需要調査によると、21.6%の人が現在は利用していないが今後は利用したいサービスとして配食サービスを上げており、今後利用したいサービスの上に位置づけられている。

表 3-45 配食サービスの利用実績と見込み数

(人/月)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
613	625	694	702	743	785	825

(食/月)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
13,869	14,357	15,833	17,001	17,247	18,201	19,136

3 介護サービス基盤整備計画

(1) 地域密着型サービス基盤の整備

地域密着型サービスの基盤整備状況は、表 3-46 のとおりである。

表 3-46 地域密着型サービスの整備状況

日常生活圏域	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (認知症高齢者 GH)	認知症対応型 通所介護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 介護老人 福祉施設 入所者 生活介護
1ブロック	0	4事業所 (6ユニット54人)	1事業所(3人)	1事業所	0
2ブロック	0	2事業所 (4ユニット36人)	1事業所(10人)		
3ブロック	1事業所 (登録人数:25人)	2事業所 (4ユニット36人)	3事業所(42人)		
4ブロック	1事業所 (登録人数:25人)	1事業所 (3ユニット27人)	0		
5ブロック	0	2事業所 (6ユニット54人)	0		
6ブロック	1事業所 (登録人数:25人)	1事業所 (2ユニット18人)	3事業所(34人)		
7ブロック	-	-	-		
合計	3事業所 (登録人数:75人)	12事業所 (25ユニット225人)	8事業所(89人)	1事業所	0

(平成 23 年 10 月現在)

図 3-2 地域密着型サービスの整備状況



国・県の方針を前提に本市の給付量推計に基づき、第4期事業計画までの介護サービス基盤整備状況を踏まえながら、負担（保険料）と給付のバランスを考慮し、高齢者が住み慣れた地域でも生活を維持できるよう基盤整備計画を策定する。

特に住み慣れた地域での生活の継続の環境づくりを促すため、重点的に小規模多機能型居宅介護事業所の整備や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行う。また日常生活圏単位で介護サービスを完結させるため、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の基盤整備も行う。

表 3-47 地域密着型サービスの整備計画(平成 24～26 年度)

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者 GH)	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	1事業所 (2ユニット18人)	0	1事業所	0
2ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	1事業所 (2ユニット18人)	0		1施設 (定員:29人)
3ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	0	0	1事業所	0
4ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	0	1事業所 (定員:12人)		0
5ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	1事業所 (2ユニット18人)	1事業所 (定員:12人)		1施設 (定員:29人)
6ブロック	1事業所 (登録定員:25人)	0	0		0
7ブロック	-	-	-		-
合計	6事業所 (登録定員:150人)	3事業所 (6ユニット54人)	2事業所 (定員:24人)	2事業所	2施設 (定員:58人)

(2)施設・居住系サービス基盤の整備

(認知症対応型共同生活介護については地域密着型サービス基盤を参照)

施設・居住系サービスの基盤整備状況は、表 3-48 のとおりである。

表 3-48 施設・居住系サービスの基盤整備状況

種 別		定員数	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		758	
介護老人保健施設		424	
介護療養型医療施設		10	
特定施設入居者生活介護(混合型) [※]	有料老人ホーム(介護付)	1,151	1,261
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	60	
	サービス付き高齢者向け住宅	0	
	養護老人ホーム	50	

(平成 23 年 10 月現在)

図 3-3 施設・居住系サービスの基盤整備状況



第5期事業計画における施設整備計画についても、事業者の公募を行うなど、より適切な施設整備を行っていく。第5期事業計画期間における整備目標量は、表 3-49 のとおりである。

表 3-49 施設・居住系サービス基盤整備計画(平成 24 年度～26 年度)

(単位：人)

種 別		定員数	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※1		200	
介護老人保健施設		0	
介護療養型医療施設		0	
特定施設入居者生活介護(混合型) ※2	有料老人ホーム	100	400
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	60	
	サービス付き高齢者向け住宅	240	
	養護老人ホーム	0	

※1 施設定員 100 人(1施設)については、整備事業者は決定済

※2 400 人分すべてについては、整備事業者は決定済み

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、1施設定員100人を2施設整備する。そのうち整備法人は決定しており、残る1施設についても、市において公募選考中であり、平成24年(2012年)4月以降に決定する。

イ 特定施設入居者生活介護(介護混合型)

介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)及びサービス付き高齢者向け住宅において、特定施設入居者生活介護の整備計画数を計上しているが、全て整備事業者は決定済みであり新規の公募等は予定していない。

ウ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者人口、高齢者単身・夫婦世帯の増加する一方、我が国の高齢者住宅等(施設・居住系、住宅系)の供給は、欧米各国に比べて立ち遅れている。平成32年(2020年)までに全高齢者における高齢者向け住宅等住宅系の定員数の割合を3~5%にすることが国土交通省の成長戦略として掲げられた。それを受けて、平成23年(2011年)の制度改正により、既存の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」の3つを一本化し「サービス付き高齢者向け住宅」は創設された。

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせた仕組みの普及を図ることを目的としている。

本市では特定施設入居者生活介護の指定予定のものとしては、4カ所定員240人の整備が予定している。サービス付き高齢者向け住宅においては、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のものは、住所地特例は適用されず、整備が進み、市外から転入した要援護高齢者の入居が多くなれば、本市の介護保険料に影響を与えることが懸念される場所である。

今後、サービス付き高齢者向け住宅については、事業者の参入意欲も高く、開設事業者が多く見込まれ、想定外の給付量の増加を招くことになり、事業計画に影響を与えることになる。

本市としては、少なくとも適正なサービス提供や確保ができるよう注視し、保険者権限として指導監督を行っていく。また、利用者が高齢期における住まいを的確に選択できるようサービス付高齢者向け住宅に関する情報提供に努めていく。